

原安防発 第 18号

2023年9月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
伊 阪 啓

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の社内組織改正の施行について

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（2023年8月25日届出）の第3節 附則の3について、2023年9月1日より施行しますのでご連絡いたします。

以 上

添付資料

1. 高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p data-bbox="376 564 768 639">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="474 1035 694 1110"><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1240 564 1621 639">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1339 1059 1559 1134"><u>2023年8月</u> 関西電力株式会社</p>	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3.1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記（1）および（2）による協力を円滑に進めるための別図5-1-1.9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3.2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、<u>1. 2号機の【特重発電機】、【特重フィルタバント】</u>および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u> <u>第3章第2節4. 消火活動のうち、「発電所対策本部発電班長および保修班長」は、「発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長」と読み替える。</u> <u>第3章第2節6. 二次災害防止に関する措置のうち、「発電所対策本部保修班長」は、「発電所対策本部総務班長」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3.3に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記（1）および（2）による協力を円滑に進めるための別図5-1-1.9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3.4に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、2号機の【特重発電機】、【特重フィルタバント】および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の人数の変更に係る事項については、組織改正（土木建築工事グループ廃止）の実施日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p>記載の適正化(原子力災害医療充実の別表追加に伴う別表番号ずれ)</p> <p>1号機の附則適用に伴う記載内容の修正</p> <p>附則適用に伴う削除</p> <p>組織改正に伴う変更の適用時期の明確化</p>

現 行

修 正 案

理 由

別図 2-1-1 発電所原子力防災組織*5
(発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

班	警戒体制		人数*
	主	種 類	
総務班	1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	12
広報班	1. 報道関係対応 2. 見学者の誘導確保 3. 広報活動	1. 報道関係対応 2. 見学者の誘導確保 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援	5
情報班	1. 社内警戒本部との情報受理・伝達 2. 発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・地方公共団体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広域用資材の集約 6. 他の班に属さない事務事項	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・地方公共団体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広域用資材の集約 6. 他の班に属さない事務事項	8
安全管理班	1. 事故状況の把握・評価 2. 発電所内での警備、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握・評価 3. 事故時影響評価と作動の検討 4. 発電所内での警備、立入制限 5. 防護施設の運用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援	10
放射線管理班	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、柱上禁止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、柱上禁止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援	12
発電班	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動	40 ¹⁾
班長班	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所施設等の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所施設等の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 当該機材が可能な装置等の操作	71
待命班	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応	-

発電所原子力防災組織には、「別図3-2-2-3.8. 原子力防災組織業務の一環を委託するもの」を含む。

*1：原子力防災管理者は、複数機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
・副部長または本部附から各機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
・当該ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

*2：警戒体制等業務において標準的に配置する人数を示す。

*3：発電所原子力主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ副(室)長以上から当該の班長を任命しておく。

*4：別決定するところにより活動を行う要員を含む。

*5：本図は、2号機の特殊施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の様子と仮定して記載する。

別図 2-1-1 発電所原子力防災組織*5
(発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

班	警戒体制		人数*
	主	種 類	
総務班	1. 警戒本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	1. 対策本部の設置、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 要員の動員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 7. 他の班に属さない事務事項	12
広報班	1. 報道関係対応 2. 見学者の誘導確保 3. 広報活動	1. 報道関係対応 2. 見学者の誘導確保 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援	5
情報班	1. 社内警戒本部との情報受理・伝達 2. 発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・地方公共団体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広域用資材の集約 6. 他の班に属さない事務事項	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・地方公共団体等関係者との連絡調整 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広域用資材の集約 6. 他の班に属さない事務事項	8
安全管理班	1. 事故状況の把握・評価 2. 発電所内での警備、立入制限 3. 防護施設の運用	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握・評価 3. 事故時影響評価と作動の検討 4. 発電所内での警備、立入制限 5. 防護施設の運用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援	10
放射線管理班	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、柱上禁止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 被ばく管理、汚染除去、柱上禁止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援	12
発電班	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力災害合同対策協議会における情報収集 5. 消火活動	40 ¹⁾
班長班	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所施設等の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 発電所施設等の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の誘導・避難措置 4. 負傷者救助 5. 消火活動 6. 当該機材が可能な装置等の操作	71
待命班	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応	-

発電所原子力防災組織には、「別図3-2-3.0. 原子力防災組織業務の一環を委託するもの」を含む。

*1：原子力防災管理者は、複数機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
・副部長または本部附から各機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
・当該ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

*2：警戒体制等業務において標準的に配置する人数を示す。

*3：発電所原子力主任技術者を兼任する職位が各班の班長となる場合、あらかじめ副(室)長以上から当該の班長を任命しておく。

*4：別決定するところにより活動を行う要員を含む。

*5：本図は、2号機の特殊施設(土木建設工事グループ)の工事前まで適用する。

1号機の特設重大事故等対応設備に係る使用前検査終了に伴う注記の削除

適用時期の明確化

記載の適正化(別表番号の変更)

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

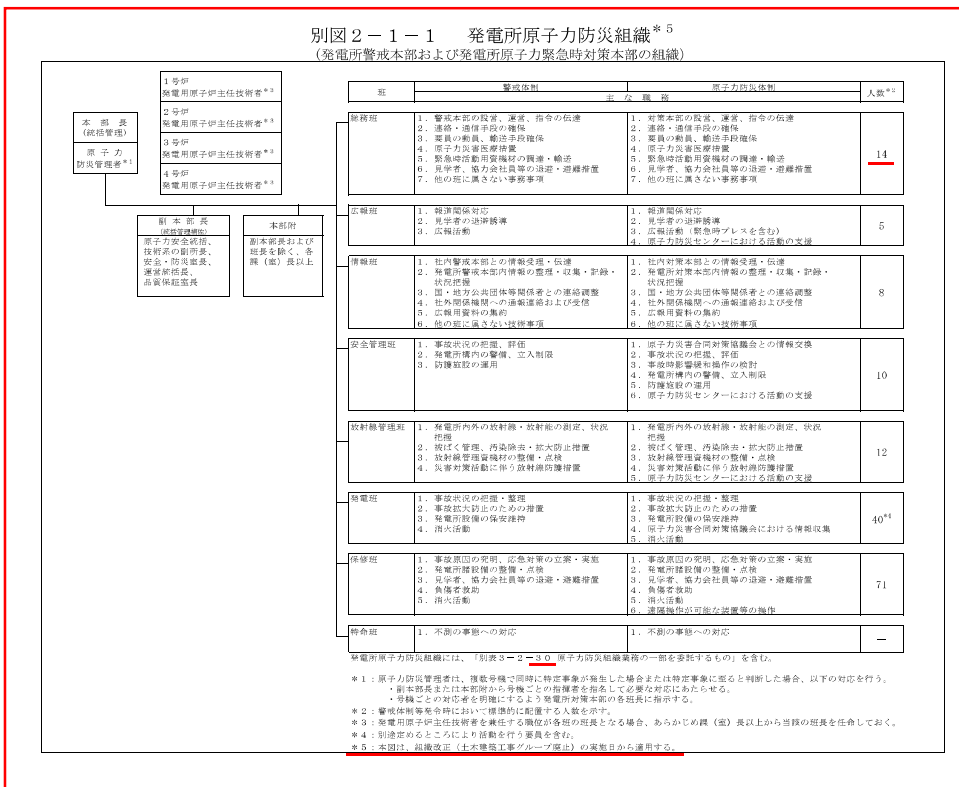
現 行

修 正 案

理 由

新規追加

別図2-1-1 発電所原子力防災組織*5
(発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)



社内組織改正(土木
建築工事グループ)
正)に伴う人数変更

記載の適正化(別表
番号の変更)

適用時期の明確化